

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領

平成20年12月24日 20建企第626号
最終改正 平成28年3月29日 27建企第641号

第1 趣旨

この要領は、長崎県建設工事入札参加者格付要綱（昭和29年11月20日制定。以下「参加者格付要綱」という。）第2条ただし書きを適用し、長崎県の離島地域における長崎県土木部が発注する建設工事に係る入札において、管内業者に受注機会を与え、管内業者の経営の安定及び向上を図り、もって離島地域の安全安心及び雇用の確保に寄与することを目的とした指名競争入札（以下「地域力保全型指名競争入札」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

第2 用語の定義

- (1) 離島地域
五島振興局管内、上五島支所管内、壱岐振興局管内及び対馬振興局管内をいう。
- (2) 建設工事
建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 営業所
建設業法第3条第1項に定める営業所をいう。
- (4) 主たる営業所と同等の営業所
「県内業者の営業所の取り扱いについて」（平成27年12月22日27監164号、27建企第494号）の規定に基づき承認された営業所をいう。
- (5) 管内業者
発注機関の管内に主たる営業所がある建設業者をいう。
ただし、主たる営業所と同等の営業所を含む。
- (6) 指名競争入札
通常型指名競争入札をいう。

第3 対象となる建設業者

離島地域において、参加者格付要綱第5条に基づき、土木一式工事のA等級に格付された管内業者。

ただし、五島振興局及び上五島支所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付された管内業者も対象とすることができる。

第4 対象となる基本的工事条件

- (1) 長崎県土木部所管の建設工事のうち、五島振興局建設部、上五島支所建設部、壱岐振興局建設部及び対馬振興局建設部が発注する設計金額3,500万円以上5,000万円未満の土木一式工事。
- (2) 特殊な技術を要しない建設工事。
- (3) 港湾等の海上工事は除く。

第5 地域力保全型指名競争入札での発注

- (1) 対象工事の選定
発注機関の指名審査委員会において、第4に定める基本的工事条件をすべて満たす

建設工事の中から、地域力保全型指名競争入札として適当と認める建設工事を選定する。

(2) 発注条件

選定した地域力保全型指名競争入札による工事の発注は、以下の考え方によるものとする。

- ① 指名競争入札によること。
- ② 指名業者は、対象となる建設業者の中から、発注機関の指名審査委員会において選定する。
- ③ 原則としてA等級の管内業者のみの入札とすること。ただし、五島振興局及び上五島支所管内においては、A等級の管内業者にB等級の管内業者を加えた入札とすることができる。
- ④ 「競争参加者の指名数について」（昭和58年5月23日付け58監第113号）の規定にかかわらず、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第103条の規定を満たせばよいこととする。
- ⑤ 指名業者への通知は、長崎県建設工事執行規則の施行について（昭和49年4月25日付け49監第187号）の第2の4の規定によるものとするが、入札執行通知書に別紙を添付するものとし、また、長崎県の休日进行を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を見積期間に算入することができるものとする。さらに、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条のただし書きを適用し、見積期間を5日以内に限り短縮することができるものとする。
- ⑥ 下請け制限、労働条件の改善等を条件とすること。

(3) 入札参加条件

発注時には、以下の条件を付すものとする。

なお、下請負する場合は、以下の項目を遵守すること。

- ① 建設工事の品質の確保、安全性の確保、公正な契約の締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。
- ② 建設工事を落札した建設業者（以下「受注者」という。）は、原則として、管内に主たる営業所又は主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。なお、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者では履行できないものがある場合等、やむを得ない場合については、管外に主たる営業所を有する建設業者に下請負する前に「県内下請企業を使用しない理由書」について（平成19年9月25日付け19建企第327号）に規定する様式-4（管内下請企業を使用しない理由書（離島地方機関用））を監督職員へ提出すること。
- ③ 受注者は、下請負代金額の総額が建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有し、かつ監理技術者の建設工事現場への専任配置ができる者であること。
- ④ 受注者は、⑤及び⑥の発注条件の履行の確保を図るため、建設工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を現場代理人等決定通知書に併せて契約担任者へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。
- ⑤ 受注者は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させるこ

と。また、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)により、建設業法令順守状況を点検し、工事が完了したときは、監督職員へ「法令遵守状況報告書」(様式4)を提出すること。

- ⑥ 受注者は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険等への加入について指導すること。
- ⑦ 受注者は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付すること。
- ⑧ 受注者は、県の前金払い、中間前金払い、部分払い制度及び「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づく工事請負代金の債権譲渡などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金を巡る紛争が生じないように努めること。

(4) 県が付した条件の履行確保

監督職員は、「法令遵守状況報告書」(様式4)の提出があった場合は、発注条件の履行状況を点検するものとし、記載内容に疑義がある場合は、「施工体制チェックリスト」(様式2)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)及び根拠資料(下請契約書の写し等)の提出並びに説明を下請負人指導責任者に求めることができるものとする。

なお、受注者が、県が付した条件を違反した場合は、工事成績評価の減点を行うものとする。さらに、発注機関は、受注者の法令違反等が疑われる場合は、監理課へ通報を行うものとする。

(5) 入札参加者への通知

入札執行通知書に次の事項を加えて通知する。

- ① 地域力保全型指名競争入札による旨
- ② 第5(3)及び(4)に掲げる事項

第6 その他

この要領に定めのないものについては、指名競争入札に係る諸規定を適用するものとする。なお「県内業者の営業所の取り扱いについて」は、契約年度の前年度における同様の通知と読み替える。

第7 試行期間

平成20年12月24日以降平成21年3月31日までに入札執行通知する建設工事に試行する。
平成21年4月1日以降平成22年3月31日までに入札執行通知する建設工事に試行する。
平成21年4月1日以降平成22年3月31日までに入札執行通知する建設工事に試行する。
平成22年4月1日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。
平成25年4月1日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。
平成28年4月1日以降に入札執行通知する建設工事から当分の間試行する。

地域力保全型指名競争入札に係る特記事項

本入札は、地域力保全型指名競争入札の適用工事である。入札に際しては、長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領（平成20年12月24日付け20建企第626号）を熟読し、入札参加条件を理解した上で行うこと。

(以下、長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領より抜粋)

●入札参加条件

下請負する場合は、以下の項目を遵守すること。

- ① 建設工事の品質の確保、安全性の確保、公正な契約の締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。
- ② 建設工事を落札した建設業者（以下「受注者」という。）は、原則として、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。なお、管内に主たる営業所または主たる営業所と同等の営業所を有する建設業者では履行できないものがある場合等、やむを得ない場合については、管外に主たる営業所を有する建設業者に下請負する前に「県内下請企業を使用しない理由書」について（平成19年9月25日付け19建企第327号）に規定する様式－4（管内下請企業を使用しない理由書（離島地方機関用））を監督職員へ提出すること。
- ③ 受注者は、下請負代金額の総額が建設業法第3条第1項第2号の政令に定める金額以上となる場合は、特定建設業の許可を有し、かつ監理技術者の建設工事現場への専任配置ができる者であること。
- ④ 受注者は、⑤及び⑥の発注条件の履行の確保を図るため、建設工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を現場代理人等決定通知書に併せて契約担任者へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。
- ⑤ 受注者は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）により、建設業法令順守状況を点検し、工事が完了したときは、監督職員へ「法令遵守状況報告書」（様式4）を提出すること。
- ⑥ 受注者は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険等への加入について指導すること。
- ⑦ 受注者は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付すること。
- ⑧ 受注者は、県の前金払い、中間前金払い、部分払い制度及び「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」に基づく工事請負代金の債権譲渡などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。
- ⑨ 受注者は、下請契約を締結したときは、下請契約の請負代金の額の合計が3千万円以下の場合であっても、下請工事着手前に、施工体制台帳の写しを監督職員へ提出するとともに施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

●県が付した条件の履行確保

監督職員は、「法令遵守状況報告書」（様式4）の提出があった場合は、発注条件の履行状況を点検するものとし、記載内容に疑義がある場合は、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）及び根拠資料（下請契約書の写し等）の提出並びに説明を下請負人指導責任者に求めることができるものとする。

なお、受注者が、県が付した条件を違反した場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。さらに、発注機関は、受注者の法令違反等が疑われる場合は、監理課へ通報を行うものとする。

(様式1)

下 請 負 人 指 導 責 任 者 配 置 届

平成 年 月 日

契約担任者 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の者を下請負人に対する指導等を行う責任者と定め、下請工事の監理指導をさせます。

記

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名
3. 工 事 場 所
4. 下請負人指導責任者氏名

(様式2)

施工体制チェックリスト

工事番号：	請負金額：
工事名：	
受注者：	
現場代理人氏名：	印

【県から直接工事を請け負った建設業者の皆様へ】

- 適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであるため、本チェックリストを活用して適切な是正措置の実施に努めてください。
- 各項目を点検した結果、建設業法に違反する事実が認定される場合は、工事成績評価の減点及び改善指導等を受けることがあります。

【チェックリスト活用上の注意】

- ① 県から直接工事を請け負った受注者は、自社及び全ての下請負人の施工体制全般について点検してください。
- ② 点検の結果、不適切な事案が発覚した場合には、その内容及び是正指導の対応をコメント欄に記載してください。
- ③ 監督職員から提出の要請があった場合は、速やかに対応してください。

チェック項目	内 容	点検結果			コメント
1. 受注者の監理（主任）技術者の配置状況 (法第26条) (法第26条の3)	(1) 監理（主任）技術者の専任制				
	①監理（主任）技術者は、配置予定技術者として届け出た技術者である。	Yes	No		
	②下請契約の額が3,000万円以上の場合、監理技術者を配置している。	Yes	No	該当なし	
	③工事現場に専任で配置している。	Yes	No		
	④夜間工事など監理（主任）技術者不在時の、連絡体制を整備している。	Yes	No	該当なし	
2 適切な施工体制の確保 (法第24条の7) (規則第14条の3) (規則第14条の4) (入契法第13条)	(1) 施工体制台帳				
	①施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを発注機関へ提出している。	Yes	No		
	②施工体制台帳には、規則第14条の2第1項に掲げる全ての事項が記載してある。 ・特定建設業者が許可を受けた建設業の種類 ・建設工事の名称、内容、工期 ・発注者との請負契約に関する事項 ・発注者の監督員に関する事項 ・監理技術者に関する事項 ・受注者の現場代理人に関する事項 ・監理技術者以外の専門技術者に関する事項 ・全ての下請負人に関する事項 ・全ての下請負人の下請契約に関する事項 ・下請負人を監督する注文者の監督員に関する事項 ・下請負人の現場代理人に関する事項	Yes	No		

(法第40条) (入契指針第2 の4(3)ハ) (労災保健法施 行規則第49条)	・下請負人の主任技術者に関する事項 ・下請負人の主任技術者以外の専門技術者に関する事項 ・受注者の営業所の名称及び所在地				
	③施工体制台帳には、県との契約及び一次・二次下請を含む全ての請負契約書、再下請負通知書、監理技術者資格者証等の写しが添付されている。(但し、調査・資材納入等の業務を除く)	Yes	No		
	(3) 工事現場における標識の掲示				
	①建設業許可を有する全ての建設業者が、商号、許可番号、監理(主任)技術者氏名等を掲示している。	Yes	No		
	②「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示がされている。	Yes	No		
	③労災保険関係の項目(労災保険番号、労災保険関係の成立年月日等)が掲示されている。	Yes	No		
	(4) 施工体制				
	①施工体系図に記載のない業者が作業していない。	Yes	No		
3 一括下請負 (法第22条) (法第26条)	②下請負人の中に無許可業者がいる場合、500万円以上の下請をさせていない。	Yes	No	該当なし	
	(1) 受注者に関する事項				
	①主たる部分を施工している、又は直営施工金額が受注金額に占める割合が妥当である。	Yes	No		
	②下請負人の中に受注者よりも資本金等が多い業者がない。	Yes	No		
	【発注者との協議】 ③発注者との打合せ(設計内容の確認、設計変更の協議等)を主体的に実施している。	Yes	No		
	【住民への説明】 ④工事施工に関する具体的内容について具体的に住民説明を行い、住民等からの苦情に的確に対応している。	Yes	No		
	【官公庁等への届出】 ⑤労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁等への届出等を行っている。	Yes	No		
	⑥近接工事等との調整を適切に行っている。	Yes	No	該当なし	
	【施工計画】 ⑦施工計画の内容を適切に把握し、設計図との照査、施工計画(工程計画、安全計画、品質管理計画等)の立案を行っている。	Yes	No		
	【工程管理】 ⑧工事全体を把握し、工事の手順、段取りを適切に調整・指導し、工程変更を余儀なくされた場合、適切に対応している。	Yes	No		
	⑨災害防止のための臨機の措置を実施している。	Yes	No		

	【出来型・品質管理】 ⑩品質確保の体制整備、所定の検査・試験の実施、検査・試験結果の保存、不具合発生時の適切な対応を実施している。	Yes	No		
	【完成検査】 ⑪下請施工分の完成検査を実施している。	Yes	No		
	【安全管理】 ⑫安全確保の体制整備、設備・機械・安全行動等の点検の実施、労働者の安全教育・下請業者の安全指導を実施している。	Yes	No		
	【下請業者の施工調整及び指導監督】 ⑬施工場所、施工部分、仮設物の使用等について調整・指導を実施し、施工上の留意点、技術的内容に係る具体的指導を実施している。	Yes	No		
	(2) 下請負人に関する事項				
	①下請負人は、主任技術者を設置している。	Yes	No		
	②下請負人の請負金額が2,500万円以上の場合、下請負人の主任技術者は現場に専任で配置している。	Yes	No	該当なし	
	③下請負人の主任技術者は、施工体系図に記載された主任技術者と同一である。	Yes	No		
	④下請負人の主任技術者は、資格、実務経験等からして、工事を施工する能力に問題がない。	Yes	No		
	⑤下請負人の主任技術者は、下請負人と直接・恒常的雇用関係がある。	Yes	No		

※法とは、「建設業法」（昭和24年法律第100号）をさす。

※規則とは、「建設業法施行規則」（昭和24年7月28日建設省令第14号）をさす。

※入契法とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）をさす。

※入契指針とは、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成18年6月9日付け総務省、財務省及び国土交通省告示第1号）をさす。

※労災保健法施行規則とは、「労働者災害補償保険法施行規則」（昭和39年9月1日付け労働省令第22号）をさす。

(様式3)

建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト

工事番号：	請負金額：
工事名：	
注文者：	下請負人：
点検対象企業名：	
下請負人指導責任者：	印

【県から直接工事を請け負った建設業者の皆様へ】

- 「地域力保全工事」の受注者は、自ら建設業法を遵守するほか、下請負人に対して建設業法その他の法令を遵守させるよう指導することが契約の条件となっています。
- 以下の表は、国土交通省が平成19年6月に策定した「建設業法令遵守ガイドライン」の内容を一覧表にまとめたものですので、これに従い、自社及び下請負人の法令遵守状況を点検してください。
- 点検の結果、法令違反の事実が認定された場合、改善指導等を受けることがありますので、ガイドラインの遵守の徹底を図るよう願います。

【チェックリスト活用上の注意】

- ① 一次下請契約に係る法令順守状況にあつては、点検対象企業名の欄に一次下請負人名を記載し、受注者とそれぞれの一次下請負人との間の契約締結の状況等を点検してください。
- ② 二次下請契約にあつては、点検対象企業名の欄に二次下請負人名を記載し、一次下請負人と二次下請負人との間の契約締結状況等を点検してください。
- ③ 「10 帳簿の備付け及び保存」及び「11 社会保険・労働保険等」は、点検対象企業の欄に記載した企業の状況について点検してください。
- ③ 点検の結果、不適切な事案が発覚した場合には、その内容及び是正指導の対応をコメント欄に記載してください。
- ④ 監督職員から提出の要請があった場合は、速やかに対応してください。

チェック項目	内 容	点検結果			コメント
1 見積条件の提示 (法第20条第3項)	(1) 見積に際し、下請契約の具体的内容を提示している				
	①工事名称	Yes	No		
	②施工場所	Yes	No		
	③設計図書(数量等を含む)	Yes	No		
	④下請工事の責任施工範囲	Yes	No		
	⑤下請工事の工程及び下請け工事を含む工事の全体工程	Yes	No		
	⑥見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項	Yes	No		
	⑦施工環境、施工制約に関する事項	Yes	No		
	⑧材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分	Yes	No		
	(2) 下請契約の内容を書面で提示し、作業内容を明確にしている。	Yes	No		
	①見積依頼を書面で行っている	Yes	No		

	②「施工条件・範囲リスト」（建設生産システム合理化推進協議会作成）の活用により、作業内容を明確化して見積依頼している	Yes	No		
	(3) 予定価格により一定の見積期間を設けている (注) やむを得ない事情があるときは、②、③の期間は、5日以内に限り短縮することができる。	Yes	No		
	①下請工事の予定価格500万円未満にあつては、1日以上	Yes	No	該当なし	
	②下請工事の予定価格5,000万円未満にあつては、10日以上	Yes	No	該当なし	
	②下請工事の予定価格5,000万円以上にあつては、15日以上	Yes	No	該当なし	
2 書面による契約	(1) 工事着手前に契約書又は注文書・請書を交わしている				
2-1 当初契約 (法第18条) (法第19条第1項) (法第19条の3)	①工事内容	Yes	No	該当なし	
	②請負代金の額	Yes	No	該当なし	
	③工事の着手時期及び工事完成の時期	Yes	No	該当なし	
	④前金払又は出来高部分払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	Yes	No	該当なし	
	⑤設計変更、工事着手の時期、工事の全部若しくは一部の中止の申し出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法	Yes	No	該当なし	
	⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法	Yes	No	該当なし	
	⑦価格等の変動若しくはその変更に基づく請負代金の額又は請じない陽の変更	Yes	No	該当なし	
	⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合の賠償金の負担	Yes	No	該当なし	
	⑨注文者が工事に使用する資材提供又は建設機械等を貸与する場合の内容及び方法	Yes	No	該当なし	
	⑩工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期、方法並びに引渡の時期	Yes	No	該当なし	
	⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	Yes	No	該当なし	
	⑫工事目的物の瑕疵担保責任又は保証保険契約の締結その他の措置に関する定め	Yes	No	該当なし	
	⑬履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他賠償金	Yes	No	該当なし	
	⑭契約に関する紛争解決方法	Yes	No	該当なし	
	(3) 基本契約書+注文書・請書により請負契約を締結している場合				
	①基本契約書は、上記(2)④～⑭に掲げる事	Yes	No	該当	

	項が記載され、当事者双方の署名又は記名押印を行っている			なし	
	②注文書・請書には、上記(2)①～③に掲げる事項が記載されている	Yes	No	該当なし	
	③注文書・請書には、注文書・請書記載事項以外は基本契約書の定めによることが記載されている	Yes	No	該当なし	
	④注文書には注文者が、請書には受注者がそれぞれ署名又は記名押印している	Yes	No	該当なし	
	(4) 注文書・請書の交換のみによる場合				
	①注文書・請書双方に、同一内容の契約約款が添付又は印刷されている	Yes	No	該当なし	
	②契約約款には、上記(2)④～⑭までの事項が記載されている	Yes	No	該当なし	
	③注文書・請書と契約約款が複数枚に渡る場合は、割印が押されている	Yes	No	該当なし	
	④注文書・請書には、上記(2)①～③に掲げる事項が記載されている	Yes	No	該当なし	
	⑤注文書・請書には、注文書・請書記載事項以外は契約約款の定めるによることが記載されている	Yes	No	該当なし	
	⑥注文書には注文者が、請書には受注者がそれぞれ署名又は記名押印している	Yes	No	該当なし	
	(5) 書面契約に代えて、電子契約によっている	Yes	No	該当なし	
	(6) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容の契約書により契約している	Yes	No		
	(7) 建設工事標準下請契約約款に比較して、下請負人に一方的に義務を課すものや、受注者の裁量の範囲が大きなものとなっていない	Yes	No		
	(8) 一定規模以上の解体工事の場合は、次の①～④の事項が契約書面に記載されている (※)。「一定規模以上」とは、 ・床面積80㎡以上の建築物の解体工事 ・床面積500㎡以上の建築物の新增築工事 ・請負額1億円以上の新築工事 ・請負額500万円以上の建築物以外の解体・新築工事				
	①分別解体等の方法	Yes	No	該当なし	
	②解体工事に要する費用	Yes	No	該当なし	
	③再資源化等をするための施設の名称、所在地	Yes	No	該当なし	
	④再資源化等に要する費用	Yes	No	該当なし	
2-2 追加・変更契約 (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) 追加工事が発生している場合、変更契約を行っている	Yes	No	該当なし	
	(2) 追加工事等の着工前に書面による契約変更を行っている	Yes	No	該当なし	
	(3) 追加工事の都度、変更契約を締結できない	Yes	No	該当	

	場合(例:追加工事の全体数量等が確定困難)は、追加工事着工前に、以下の事項を記載した書面を下請負人と交わし、全体数量等の確定次第、変更契約を行っている ・追加工事の具体的作業内容 ・契約変更を行う時期 ・追加工事等に係る契約単価の額			なし	
	(4) 追加工事の費用を下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
2-3 工期変更に伴う変更契約 (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) 工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更を行っている	Yes	No	該当なし	
	(2) 追加工事等の内容及び変更後の工期が直ちに確定できない場合は、工期を変更する必要があると認めた時点で工期の変更が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期を記載した書面を取り交わしており、変更後の工期が確定した時点で契約変更等の手続きを行っている	Yes	No	該当なし	
	(3) 下請負人に責めない工期変更は、契約変更を行っている	Yes	No	該当なし	
	(4) 下請負人に責めない工期変更による費用を下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
3 不当に低い請負代金 (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) 以下の①～④に掲げる「不当に低い請負代金」に該当する事態が発生していないこと				
	①受注者が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結していない	Yes	No		
	②受注者が、契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱いをする可能性があることを示唆して、下請負人との従来の取引価格を大幅に下回る額で、下請契約を締結していない	Yes	No		
	③受注者が、下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させていない	Yes	No	該当なし	
	④受注者が、契約後に、取り決めた代金を一方的に減額していない	Yes	No		
4 指値発注 (法第18条) (法第19条第1項) (法第19条の3) (法第20条第3項)	(1) 以下の①～④に掲げる「指値発注」に該当する事態が発生していないこと				
	①受注者は、自らの予算額のみを基準として、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結していない	Yes	No		
	②受注者が合理的根拠がなく、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結していない	Yes	No		
	③下請代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事に着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に受注者が下請負人との協議に応じることなく下	Yes	No		

	請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結していない				
	④受注者が、下請負人の見積期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結していない	Yes	No		
5 不当な使用材料等の購入強制 (法第19条の4)	(1) 以下の①～②に掲げる「不当な使用材料等の購入強制」に該当する事態が発生していないこと				
	①下請契約締結後、受注者が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で購入することとなっていない	Yes	No	該当なし	
	②下請契約締結後、受注者が指定した資材等を購入させたことにより、下請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり金銭面及び信用面における取引関係が悪化していない	Yes	No	該当なし	
6 やり直し工事 (法第18条) (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき場合(※)を除き、その費用は受注者が負担している (※)「下請負人の責めに帰すべき場合」とは、下請負人の施工が書面に明示された内容と異なる場合又は下請負人の施工に瑕疵がある場合をいう。 ただし、下請負人から施工内容の問い合わせがあったにもかかわらず、受注者が理由なく施工内容を明確にせず、下請負人が作業を継続したため下請工事が契約内容と異なった場合、受注者が了承した内容により下請負人が施工したにもかかわらず下請工事の内容が契約内容と異なった場合は、「下請負人の責めに帰すべき場合」とはいえない。	Yes	No	該当なし	
	(2) 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を依頼する場合は、契約変更をしている	Yes	No	該当なし	
7 赤伝処理 (法第18条) (法第19条) (法第19条の3) (法第20条第3項)	(1) 受注者が下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用、下請代金の振込手数料を下請代金から差し引く(相殺する)場合は、下請負人との協議、合意によっている	Yes	No	該当なし	
	(2) 受注者は、建設廃棄物の発生がない下請工事の下請負人からは、建設廃棄物処理費用を差し引いていない	Yes	No	該当なし	
	(3) 受注者が、各種協力費等を差し引く場合は、差し引く根拠が明確である	Yes	No	該当なし	
	(4) 受注者が確保した駐車場、宿舍等の代金を差し引く場合は、実際にかかる費用に比べ過	Yes	No	該当	

なし

	大になっていない				
	(5) 受注者が、受注者・下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別業者に行わせた場合、その費用を一方的に下請代金から減額してはいない	Yes	No	該当なし	
8 工期 (法第19条第2項) (法第19条の3)	(1) 下請負人に責のない下請工事の工程の遅れにより工期を短縮せざるを得なくなった場合の増加費用を一方的に下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
	(2) 下請負人に責のない下請工事の工程の遅れにより工期が不足し完成期日に間に合わないおそれがあり下請負人との協議もなく受注者が別業者と契約し、または自ら労働者を手配し、その費用を一方的に下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
	(3) 受注者の都合により下請工事が一次中断され工期を延長した場合、その期間の受注者の指示による重機等及び技術者等の待機等に伴う増加費用を一方的に下請負人に負担させていない	Yes	No	該当なし	
9 支払保留 (法第24条の3) (法第24条の5)	(1) 受注者が出来高部分に対する支払又は工事完成後の支払を受けた場合は、支払を受けた日から1ヶ月以内に下請負人に下請代金の一部又は全部を支払っている	Yes	No		
	(2) 受注者は、前払金が支払われた場合、下請負人に対し適切に建設工事の着手に必要な費用を支払っている	Yes	No	該当なし	
	(3) 受注者が特定建設業者、下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者の場合には、受注者は下請負人の工事目的物の引き渡の申し出の日から50日以内に下請代金を支払っている	Yes	No	該当なし	
10 長期手形等 (法第24条の5第3項)	(1) 受注者が特定建設業者、下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者の場合には、120日を超える手形により下請代金を支払っていない	Yes	No	該当なし	
	(2) 受注者は、下請代金のうち労務費相当分は現金で支払っている	Yes	No		
11 帳簿の備付け及び保存 (法第40条の3)	(1) 営業所ごとに帳簿及び添付書類が備え付けられ、5年間保存されている (※) 平成21年10月1日以降については、発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、10年間	Yes	No		
	(2) 帳簿には、建設業法施行規則第26条第1項に掲げてある営業所の代表者に関する事項、注文者との請負契約に関する事項、下請負人との下請契約に関する事項が記載されている	Yes	No		
	(3) 特定建設業者が注文者となって、資本金4,000万円未満の一般建設業者と下請契約を締結したときは、支払った下請代金の額、支払	Yes	No	該当なし	

	年月日及び支払手段等が記載されている				
	(4) 帳簿には、県の発注機関との契約書、下請契約書が添付されている	Yes	No		
	(5) 特定建設業者が元請けとなって、3,000万（建築一式の場合は4,500万円）以上の下請契約をした場合は、帳簿に、施工体制台帳の一部（監理（主任）技術者資格、下請負人の許可番号、下請負人の建設工事の内容、下請負人の主任技術者資格）が添付されている	Yes	No	該当なし	
	(6) 特定建設業者が受注者となって資本金4,000万円未満の下請負人と下請契約を締結したときは、下請代金の領収書を添付している	Yes	No	該当なし	
10 社会保険・労働保険等 (健康保険法) (厚生年金保険法) (国民健康保険法) (国民年金法) (雇用保険法) (労働者災害補償保険法)	(1) 健康保険又は国民健康保険に加入している ※ ・法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所の場合→健康保険に加入 ・従業員4人以下の個人事業の場合→国民健康保険に加入	Yes	No		
	(2) 厚生年金保険又は国民年金に加入している ※ ・法人事業所又は従業員5人以上の個人事業所の場合→厚生年金保険に加入 ・従業員4人以下の個人事業の場合→国民年金に加入	Yes	No		
	(3) 雇用保険に加入している ※ ・従業員を雇用していない個人事業所 ・常勤役員のみの方事業所 上記2項目に該当の場合は「該当なし」と回答すること	Yes	No	該当なし	
	(4) 労災保険に加入している (従業員を1人以上雇用する場合)	Yes	No		
	(5) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済組合に加入している（退職金制度を確立している）	Yes	No		

※法とは、建設業法（昭和24年法律第100号）をさす。

(様式4)

法令遵守状況報告書

工事名				
企業名（受注者）				
所在地				
下請負人指導責任者	印			
（連絡先）	所属部署		Tel	

1 下請負人に対する指導状況について

[illegible]

(注) 該当する箇所に「○」をつけること。

2 自社及び下請負人の建設業法違反の有無

法令違反企業名	法令違反の概要

(注)この報告書提出時において法令違反の状況が継続している案件を記載すること。
(この報告書提出時に法令違反が解消した場合は、記載不要)

主任監督員	監督員
印	印